

広島県告示第四百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成三十年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

阿多田島加入区（阿多田島区域）	区 域
瀬戸内海機船船びき網漁業	区 分